

# 八峰町給水装置工事ガイドライン

## 第1条 目的

この給水装置工事ガイドライン（以下「ガイドライン」という。）は、給水装置工事（以下「工事」という。）の設計、施工および管理を適正かつ合理的に行うため、水道法および八峰町簡易水道給水条例等の規定に基づき、必要な事項を定めることを目的とする。

## 第2条 給水装置の定義

給水装置の定義は以下のとおりとする。

- (1) 「給水装置」とは、需用者に水を供給するために水道事業者が施設した配水管等から分岐して設けられた給水管およびこれに直結する給水用具をいう。  
(水道法第3条第9項) (給水条例第2条)
- (2) 「給水装置工事」とは、給水装置の設置または変更の工事をいう。  
(水道法第3条第11項)
- (3) 給水装置は、分水栓、給水管、止水栓、量水器（以下「メーター」という。）、給水用機器をもって構成する。 (給水条例施行規則第6条)

## 第3条 給水装置の種類

給水装置は、次の3種とする。 (給水条例第3条)

- (1) 専用給水装置 1戸又は1箇所専用するもの。
- (2) 消火栓（私設） 消防用に使用するもの。
- (3) その他の給水栓

## 第4条 工事の種類

工事の種類は新設、改造、修繕および撤去とする。 (給水条例第4条)

- (1) 新設工事とは、水道のない土地または家屋に新たに給水装置を設置するものである。  
注1) 同一敷地内で既に給水装置を設置している他の建物のメーターの上流側の給水管から分岐し、新築等の建物に新規にメーターを設置し全く異なる給水装置を設置する場合は新設工事と見なす。
- (2) 改造工事とは、給水装置の原形を変える給水管および給水用具の変更、増設、改良、布設替えを行うものである。なお、①から③の場合、工事の種類は改造となるため、給水装置工事の申込みをしなければならない。
  - ①宅地内の止水栓を使用し、既設給水装置の原形を変える工事。
  - ②建物を全て取り壊し、分水栓、止水栓を撤去しない工事。
  - ③メーター以降で既設給水管の原形を変える工事。
- (3) 修繕工事とは、給水用具の取替および既設給水装置の破損箇所を修理する工

事をいう。ただし、次の場合は給水装置工事の申込みを省略できる。

- ①既存給水装置の原形を変えず、且つ施工延長が1 m程度の給水管の交換
- ②止水栓以降における配管工事が伴わない給水用具の交換

給水用具：止水栓、逆止弁、便器、流し台、洗面台、システムキッチン、湯沸器、給湯器をいう。その他不明な点は役場担当係に問合せのこと。

※給水装置工事の種別については別添資料（図-1～5）以降を参考のこと。

## 第5条 給水方式

給水方式は直結直圧式とタンク式（受水槽式）のいずれかとし、配水管の水圧に影響を及ぼすおそれのあるポンプに直接連結しないこと。

2 次のような施設、建物等へ給水する場合には、受水槽方式とする。

- ① 一時に多量の水を使用するものや、使用水量の変動が大きい施設、建物等で、配水管の水圧低下を引き起こすおそれのあるもの。
- ② 毒物、劇物、薬物等の危険な化学物質を取り扱い、これを製造、加工または貯蔵を行う工場、事業所、研究所。
- ③ 災害や事故による断減水時にも一定の給水の確保が必要な施設。

### 特記) 給水装置工事主任技術者の責務

上記以外であっても、水道利用状況等により、受水槽の設置が必要あるいは好ましいと判断した場合は、その必要性について発注者側に十分な説明を施し、設置に向け理解を得られるよう努力すること。  
(理解が得られない場合は誓約書等の提出を求める場合もある。)

## 第6条 給水装置の構造および材質

給水装置の構造および材質は、水道法施行令（昭和32年制令第336号）第5条に規定する基準に適合した製品を使用すること。なお、配水管の分岐部分からメーターまでは、第三者認証機関によって認証を受けている製品を使用すること。

(給水条例施行規則第6条第2項)

## 第7条 配水管からの分岐

配水管等の分岐部分から止水栓までの給水装置の口径は20 mm以上とし、水理計算により適切な口径とすること。また、既設給水装置を使用する場合、十分な水量を確保（給水）できないと判断した場合は、既設給水装置を分岐部分から撤去したうえで新たに増口径で分岐する等、十分な水を確保できるよう対策を講ずること。（給水装置主任技術者による水理計算等）なお、同一敷地内への引き込みは原則1栓とする。

2 配水管への分水栓等の取付位置は他の埋設物、あるいは他の給水装置、配水管に付帯する接合部材から30 cm以上の離隔を取ることとし、分岐方法については次のとおりとする。（30 cmの離隔を取り分岐した場合は、離隔が分かるようスケール等を当てた写真を撮影すること。）

- ① 口径40mm以下の分岐については、サドル付分水栓を使用して分岐すること。
- ② 口径50mm以上の分岐については、割T字管等を使用して不断水方式で分岐すること。

3 穿孔前の水圧試験は次のとおりとする。

- ① サドル付分水栓は、1.75メガパスカルを1分間保持すること。
- ② 割T字管は、0.5メガパスカルを2分間保持すること。

## 第8条 埋設深さ

給水装置の埋設深さは、道路部分にあつては道路管理者の指示に従うものとし、敷地部分にあつては30cm以上とする。

なお、配管の破損等を防止するため、砂利等が直接触れないよう埋戻し作業には十分注意すること。

## 第9条 給水装置の管種

メーター上流の給水管の管種は、次のとおりとする。

- ① 口径40mm以下は、水道用ポリエチレン管1種2層管を使用すること。
- ② 口径50mm以上は、水道用ポリエチレン管1種2層管、水道用硬質塩化ビニル管、水道用耐衝撃硬質塩化ビニル管、水道用耐震型高性能ポリエチレン管、水道用ダクタイル鋳鉄管を使用すること。

## 第10条 止水栓の位置

配水管等から分岐して設置する止水栓等の位置は、原則として敷地内の道路境界線等から1m以内に設置すること。また止水栓は、維持管理上支障が無いよう専用の筐内に収納すること。

なお、口径40mm以下については止水栓、口径50mm以上については仕切弁とし、仕切弁の収納については仕切弁筐あるいはB1型鉄製筐とすること。

## 第11条 メーターの位置

メーターの設置位置は、止水栓の下流部で、原則として止水栓から1m以内に設置することとし、メーターの点検および取替作業が容易であり、かつメーターの損傷、凍結のおそれがない位置であること。

2 メーターは、取替等の作業に支障がないよう、鋳鉄製、プラスチック製、レジンコンクリート製等のメーターボックスに収納すること。また、戻り水による汚染の防止対策として逆流防止弁をメーター1次側に設置すること。

## 第12条 撤去

給水装置が不要となった場合は、残存給水装置からの漏水等を防止するため、速やかに配水管等の分岐部分（サドル分水栓）止めとすること。

### 第13条 工事申込

給水装置工事を行う場合は、給水装置工事申込書（様式第1号）を提出することとし、次のものを添付すること。

- (1) 位置図は、申込家屋、施工路線、付近の状況および主要な建物を記載すること。
  - (2) 平面図は、縮尺1/100から1/500の範囲で作成し、作成給水装置工事主任技術者の氏名を記載して押印すること。
  - (3) 立面図は、布設する管種、口径および延長を記載し、作成給水装置工事主任技術者の氏名を記載して押印すること。
  - (4) 設計書は、使用資材が適切か否かを判断するものとし、単価は参考とする。
  - (5) その他審査するにあたって必要とする書類。
- 2 給水装置工事申込書には、必要に応じて次の様式を添付すること。
- (1) 給水装置の設置に関する土地家屋使用同意書（様式第3号）
  - (2) 給水管分岐使用同意書（様式第4号）
  - (3) 誓約書（様式は任意とするが、内容については係員の指示に従うこと。）

### 第14条 工事許可書

工事着手については、給水装置工事許可書（様式第2号）により着手すること。

### 第15条 工事の変更

工事許可後に工事内容に変更が生じる場合は、一時工事を中止し、速やかに変更理由を報告するとともに、変更後の工事設計書、ならびに変更平面図、立面図を提出し改めて設計審査を受けなければならない。（給水条例施行規則第5条第2項）

注1） 変更が生じるにも関わらず、工事を続行し、変更に必要な書類の提出もない場合は、工事許可を取り消すこともある。

### 第16条 工事の取りやめ

工事申込後に工事を取りやめする場合は、速やかに理由を付して中止の報告をすること。

### 第17条 工事完了届

工事完成後は、速やかに完了届（様式第5号）を提出するとともに、完成検査の申込を行うこと。

なお、完了届には次のものを添付すること。

- (1) 位置図は、申込家屋、施工路線、付近の状況および主要な建物を記載すること。
- (2) 平面図は、縮尺1/100から1/500の範囲で作成し、作成給水装置主任技術者の氏名を記載して押印すること。ただし、工事内容（給水管路、給水栓位置、使用資材等）に変更がある場合は、第13条のとおり届け出ること。

注) 平面図中、止水栓の位置はオフセットを記入すること。なお、改造の場合であっても既存止水栓のオフセットを明記すること。また、既存止水栓の位置が不明の場合は、メーター1次側に新たに止水栓を設置し、オフセットを明記すること。

(3) 道路の掘削を行う場合は、施工前から舗装本復旧まで一連の状況が確認できる写真(黒板付き)を添付すること。

なお、舗装、路盤等の復旧構成は道路管理者の指示に従うこと。

(4) 埋設深さが規定どおり保たれていることが確認できるよう、止水栓部分、埋設部分2箇所の写真管理をし添付すること。

(5) 完了届には、自主検査項目が記載されているため、各項目について検査結果を○×で表記すること。

注) 自主検査内容と完成検査時の状況に相違があった場合、検査不合格とし再検査を行うこととする。

## 第18条 水圧試験

水圧試験は、次のとおり実施すること。

(1) 新設給水装置のみの場合は、1.75メガパスカルを1分間保持すること。

ただし、仕切弁を含む場合は、0.5メガパスカルを2分間保持すること。

(2) 既設給水装置を含む場合は、0.5メガパスカルを2分間保持すること。

(3) 宅地造成または宅地造成と同規模の給水装置の場合は、0.5メガパスカルの水圧試験を12時間行うこと。この際、自動記録圧力計を設置し、水圧の変化を確認できるようにすること。この場合、試験開始時と終了時は検査員が立会うこととする。

## 第19条 完成検査

完成検査は次のとおり行うものとする。

(1) 完成検査は、給水装置工事完了届及び添付書類に基づき実施する。

(2) 完成検査は、指定給水装置事業者の担当給水装置工事主任技術者が受けること。

(3) 現地検査時に、検査員が掘削確認等必要と判断した場合は、担当給水装置工事主任技術者はこれに応じなければならない。

## 第20条 再検査

完成検査不合格となった場合は、速やかに指摘事項を手直しし、再検査を受けること。この際、検査内容は前条と同様とする。

## 第21条 その他

本ガイドラインに定めのない事項については、給水装置工事関係法令、関係条例および関係指針等を基に工事を行うこと。